

原発和解打ち切り続出

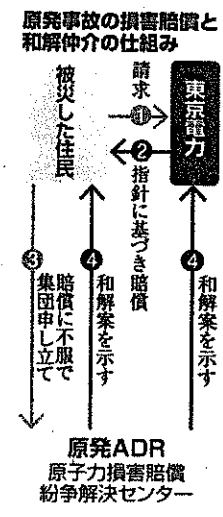
昨年以降 ADR案東電拒否

東京電力福島第一原発事故の損害賠償を巡り、昨年以降、住民の集団申し立てを受けた原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）の和解案を東電が拒否し、センターが手続きを打ち切り始めている。少なくとも昨年19件、今年は10日に1件あり、打ち切りられた住民は1万7千人を超える。住民側は時間や費用がかかる裁判に訴えるしかなかく、反発を強めている。

原子力損害賠償紛争解決センター
 東京電力福島第一原発事故による損害賠償の対象や金額を決めた国の指針では不十分なケースに備え、国が2011年9月、迅速な解決を目指して設置した。被災者は指針に不服がある場合、賠償額の増額などをセンターに申し立て、仲介委員の弁護士が被災者、東電の意見を聞き、和解案を作る。受け入れの法的義務はなく、裁判に移行するケースもある。19年1月4日時点で申し立ては約2万4千件、うち和解成立は約1万9千件、和解手続き中は約1千件。

20件 1万7千人分

東電の和解案拒否による打ち切りは2013年から17年まで72件あったが、申が、昨年以降の打ち切りは主として100人以上の住民による申し立てで、国の原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）の和解案を拒否した。東電は個人レベルでは多くの和解に応じているが、昨年以降の打ち切りは主に100人以上の住民による申し立てで、国の原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）の和解案を拒否した。



力損害賠償紛争審査会が示した賠償指針を上回る和解案が示されたケースだ。最も規模が大きいののは全町避難となった福島県浪江町の町民約1万6千人の申し立て。センターは14年3月、指針の精神的賠償（月額10万～12万円）に一律5万円、75歳以上にはさらに3万円を上乗せする和解案を示したが、東電は拒否。昨年4月に和解手続きが打ち切れ、一部住民は福島地裁への提訴に踏み切った。

複数の集団申し立てに対し、センターはそれぞれ数年にわたって東電に和解を促してきたが、東電は応じず、昨年以降、和解手続きを打ち切るようになった。今年に入っても10日、福島市渡利地区の住民が集団で申し立てた件で、手続きを打ち切った。

東電は経営再建策をまとめた事業計画で「和解仲介案の尊重」を掲げるが、大阪市立大の除本理史教授（環境政策論）は「指針を上回る賠償を認めると、別の地域でも賠償の増額を求められる恐れがあり、東電は被災者が和解案を受け入れるか判断する立場なのに、東電が和解手続きを左右している。原発事故から8年近くになり、世間の関心が薄れ、東電が拒否しやすいくらい環境も生まれている」と批判する。

東電広報部は「和解は非公開かつ個別の手続きであって、意見を申し上げることは差し控える」とコメントしている。（飯沼優仁）